

「存じですが」緊急時の通報方法

消防や警察の出動を要請する場合は、通常の電話による通報のほかに『耳が聞こえにくい方』や『会話が困難な方』などのために、ファクスでも対応が可能です。



①緊急時に備え、専用のファクス用紙や任意の用紙に名前・住所などを記載して準備する

②通報時に火事または救急等に丸印をつけてファクス(FAX119)を送信する

③消防で受信後、要請者に受信完了のファクスが届きます

④消防が出勤します

※専用のファクス用紙は、障がい福祉グループに備え付けました

い福祉グループに備え付けました市ホームページから印刷することができます。



①緊急時に備え、任意用紙に名前や住所、生年月日、家族の連絡先などを記載して準備する

②通報時に事件または事故などの内容を記載してファクス(北海道警察本部011-241-1110または室蘭警察署011-0110)を送信する

※内容は『盗難に遭った、不審者を見た、相談したい』など

③警察で受信後、警察官が記載された住所に出勤します

緊急 通報時のファクス番号

消防 (FAX 119)

北海道警察本部 (FAX 011-241-1110)

室蘭警察署 (FAX 0110)

メール110番



北海道警察は、インターネットに接続可能な携帯電話(スマートフォンを除く)のEメール機能を利用して、文字により110番通報ができる『メール110番通報システム』を運用しています。

※詳しくは、北海道警察のホームページをご確認ください。

問い合わせ 障がい福祉グループ

☎ 3732

FAX 050-3730-8230

Eメール: welfare2@city.noboribetsu.lg.jp

国民年金の『学生納付特例制度』を「存じ」ですか

20歳になると、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。

学生には、申請により在学中の保険料の納付を猶予することができます『学生納付特例制度』が設けられています。

申請をせず未納のままにしていると、事故や病気で重い障がいが残っても障害基礎年金が受けられない場合がありますので、保険料の納付が困難な方は、必ず申請してください。

対象 大学(大学院、短期大学を含む)や高等学校、高等学校に在学し、前年の所得が一定以下の方

※対象とならない学校もあります。

持ち物 年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

◎平成28年度に学生納付特例を承認された方で平成29年度も同じ学校に在学する方

4月上旬に日本年金機構より郵送される『学生納付特例申請書(はがき)』に必要事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。

◎保険料の追納をお勧めします

猶予された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます。将来受け取る年金額を増額させるためにも追納をお勧めします。

問い合わせ 年金・長寿医療G (☎ 2137)

生涯学習人材バンクを「活用」ください

市内で文化・スポーツなどを指導している団体や個人、会員を募集している団体の情報をまとめた『生涯学習人材バンク』を、ぜひご利用ください。

登録申請も随時、受け付けています。

設置施設 市役所1階市民ロビー、各支所、市民会館、市民プール、市立図書館、市立図書館アーニス分館、各青少年会館、老人福祉センター、市民活動センター、若草つどいセンター、総合体育館

※市ホームページにも掲載しています。

問い合わせ 社会教育G (☎ 1129)

大雨災害の義援金について

平成28年8月20日からの大雨災害義援金として、北海道災害義援金配分委員会から市へ247万7千34円の配分があり、市は大雨災害により住家に被害のあった21世帯に対して、1世帯当たり11万7千954円を配分しました。

義援金は、全道(60市町)の被害に遭われた方に、公平で公正に配分されています。

問い合わせ 社会福祉G (☎ 1911)

ごみ処理施設の方針(素案)についての住民説明会

西胆振地域廃棄物広域処理施設(メルトタワー21)の施設更新に伴う、本市の方針(素案)について、説明会を開催します。

日時・場所

○4月25日(火)18時・鷺別公民館

○4月26日(水)18時・婦人センター

○4月27日(木)14時・18時・市民会館

問い合わせ 環境対策G(クリンクルセンター内) ☎ 2958